

秋田県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）のお知らせ

秋田県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度以降に私立高等学校等に入学した生徒のいる以下の要件に該当する世帯に対し、「奨学のための給付金」を支給します。

※令和8年度の制度改正に伴い、令和7年度までの内容から支給要件・提出書類等に変更がありますので、ご注意ください。

●**対象校**（※私立高等学校、国公立高等学校等は末尾に記載する各連絡先へお問い合わせください。）

私立専修学校高等課程、私立専修学校一般課程又は私立各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに私立各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの。

対象となる国家資格者養成施設

- ・理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- ・准看護師養成所　・調理師養成施設　・製菓衛生師養成施設

●**支給要件**

令和8年7月1日現在、次のすべてに該当する世帯。

- ・保護者（親権者）等が秋田県内に住所を有していること。
 - ・次のいずれかに該当すること。
 - ①生活保護法による（生業扶助）受給世帯
 - ②保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税の世帯
 - ③保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が105,500円未満世帯
 - ④保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が105,500円以上182,500円未満世帯
 - ・就学支援金、新・修学支援金または学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者であること。
 - ・生徒が日本国籍を有するなど、一定の国籍要件を満たしていること。
- ※保護者等が県外在住の場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

●**生徒一人あたりの給付額（年額）**

世帯区分	全日制等	通信制
①生活保護法による生業扶助受給世帯	52,600円	
②道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯	152,000円	52,100円
③道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が105,500円未満	50,670円	17,370円
④道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が105,500円以上182,500円未満	38,000円	13,030円

●生徒一人あたりの給付額（災害等につき1回に限る）

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合について

給付対象の世帯区分	全日制等・通信制
上表②の世帯	81,000 円
上表③の世帯	27,000 円
上表④の世帯	20,250 円

●申請方法

※申請書は県ホームページからダウンロードできます。申請書の郵送を希望される場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

●申請期限

令和8年9月30日（水）（必着）

●給付方法

給付決定後、県が直接申請者（保護者等）の口座に振り込みます。（11～12月頃予定）

※申請書類等に不備がある場合は、支給が遅れることがあります。

●提出書類

（1）所得要件を満たすことの証明書類（①または②。写し可。）

①生活保護法による生業扶助受給世帯の場合

→福祉事務所発行の「生活保護受給証明書」

・生活保護受給証明書は、令和8年7月1日現在、生活保護のうち生業扶助を受けていることが分かるもの。

②生活保護法による生業扶助受給世帯以外の場合

→保護者等全員の令和8年度課税証明書原本又は納税通知書の写し等

- ・課税証明書等は、道府県民税及び市町村民税所得割額が分かるもの。
- ・父母それぞれの証明書が必要です。保護者等（親権者）全員の証明書がない場合、給付金を受け取ることはできません。

（2）「秋田県高校生等奨学給付金受給申請書」（様式1-1～1-4）

※様式1-4は記入上の注意です。

- ・記入にあたっては「記入上の注意」「記入例」をよく読んで記入してください。
- ・記入上の誤りは、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。

(3) 生徒の国籍・在留資格等を確認するための書類

- ・ 県外の学校（私立専修学校高等課程、私立専修学校一般課程又は私立各種学校）に通っている場合のみ。
- ・ 個人番号（マイナンバー）の記載がないものに限りします。

例：住民票の写し（国籍・在留資格の記載があるもの）、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し等。

在留資格が「家族滞在」の場合、上記いずれかの書類に加え日本の小学校及び中学校を卒業したことが分かる卒業証書の写し又は卒業証明書。

(4) 在学証明書（学校所定の様式）

- ・ 令和8年7月1日現在在学していることが分かるもの。

(5) 振込口座届（様式10）と通帳のコピー

- ・ 口座は申請者（保護者等）本人名義のものに限りします。
- ・ 通帳のコピー等は、銀行、支店、口座の種類及び口座番号が分かるもの。

(6) 扶養誓約書（様式12）

※親権者がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している場合。

(7) 制服の再購入に係る誓約書（様式13）と罹災証明書等

※着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合における給付額の加算を受けようとする場合のみ

- ・ 再度、制服の購入が必要であることについて、高等学校等による証明書（様式13）等を添付してください。

【問合せ先・書類送付先】

※郵送の場合は、追跡可能な簡易書留や特定記録郵便により郵送してください。

（私立専修学校・各種学校）秋田県政策企画部 高等教育振興

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 Tel 018-860-1223

【秋田県ホームページ】

「秋田県高校生等奨学給付金制度について（私立専修学校・各種学校）」

※私立高等学校、国公立高等学校等についての問合せ先

（私立高等学校）秋田県教育庁総務課 総務・私学チーム

〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1 Tel 018-860-5111

（国公立高等学校等）秋田県教育庁高校教育課

〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1 Tel 018-860-5161